

<<<新旧対照表>>>

新	旧
<p>○多治見市駐車場建設奨励条例施行規則 昭和47年4月1日規則第13号 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、多治見市駐車場建設奨励条例(昭和47年条例第13号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。 (駐車場の規模)</p> <p>第2条 条例第2条第1項に規定する駐車場の規模は、駐車場法(昭和32年法律第106号)第20条及び第20条の2の規定により建築物に附置することを義務付けられた駐車施設の部分を除く部分(以下「対象駐車施設」という。)について自動車の収容台数が25台以上であり、かつ、駐車場の用に供する面積が300平方メートル以上であるものとする。 (駐車場の構造)</p> <p>第3条 条例第2条第1項第1号に規定する駐車場の構造は、対象駐車施設につき次に掲げるとおりとする。 (1) 主要構造部が鉄筋コンクリート造り又は市長が恒久的構造と認める鉄骨造りであること。 (2) 駐車場の用に供する部分が2層以上であり、かつ、最大面積の層を除く他の層のうち少なくとも1層が最大面積の層の2分の1以上の面積を有すること。 (駐車場の運営)</p> <p>第4条 対象駐車施設は、駐車場の設置者が定める管理規程に基づく時間内において、一般の利用者が当該駐車場を自由に利用できるような状態にしておかなければならない。 2 特定の利用者にあらかじめ特定の場所を指定して専用に駐車させる部分を有するときは、当該部分は、対象駐車施設としない。 3 特定の利用者を一般の利用者に優先して利用させるような運営をする駐車場又はその部分は、対象駐車施設としない。 (奨励金の額)</p> <p>第5条 条例第2条第2項の規定による奨励金(以下「奨励金」という。)の額は、当該駐車場の土地(駐車施設敷地並びに駐車場の利用上必要であると市長が認める通路及び広場の合計とする。以下「土地」という。)、建物及び償</p>	<p>○多治見市駐車場建設奨励条例施行規則 昭和47年4月1日規則第13号 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、多治見市駐車場建設奨励条例(昭和47年条例第13号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。 (駐車場の規模)</p> <p>第2条 条例第2条第1項に規定する駐車場の規模は、駐車場法(昭和32年法律第106号)第20条及び第20条の2の規定により建築物に附置することを義務付けられた駐車施設の部分を除く部分(以下「対象駐車施設」という。)について自動車の収容台数が25台以上であり、かつ、駐車場の用に供する面積が300平方メートル以上であるものとする。 (駐車場の構造)</p> <p>第3条 条例第2条第1項第1号に規定する駐車場の構造は、対象駐車施設につき次に掲げるとおりとする。 (1) 主要構造部が鉄筋コンクリート造り又は市長が恒久的構造と認める鉄骨造りであること。 (2) 駐車場の用に供する部分が2層以上であり、かつ、最大面積の層を除く他の層のうち少なくとも1層が最大面積の層の2分の1以上の面積を有すること。 (駐車場の運営)</p> <p>第4条 対象駐車施設は、駐車場の設置者が定める管理規程に基づく時間内において、一般の利用者が当該駐車場を自由に利用できるような状態にしておかなければならない。 2 特定の利用者にあらかじめ特定の場所を指定して専用に駐車させる部分を有するときは、当該部分は、対象駐車施設としない。 3 特定の利用者を一般の利用者に優先して利用させるような運営をする駐車場又はその部分は、対象駐車施設としない。 (奨励金の額)</p> <p>第5条 条例第2条第2項の規定による奨励金(以下「奨励金」という。)の額は、当該駐車場の土地(駐車施設敷地並びに駐車場の利用上必要であると市長が認める通路及び広場の合計とする。以下「土地」という。)、建物及び償</p>

新	旧
<p>却資産に係る固定資産税相当額の合計額以内 の額とする。</p>	<p>却資産に係る固定資産税相当額の合計額以内 の額とする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、建物を他の用途に 併用している場合の奨励金の額は、次に掲げる 額の合計額以内の額とする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、建物を他の用途に 併用している場合の奨励金の額は、次に掲げる 額の合計額以内の額とする。</p>
<p>(1) 土地及び建物に係る固定資産税相当額に 対象駐車施設の用に供している部分（当該部 分のうち屋上部分を除く。）の延べ床面積を 建物（屋上部分を除く。）の延べ床面積で除 して得た率を乗じて得た額</p>	<p>(1) 土地及び建物に係る固定資産税相当額に 対象駐車施設の用に供している部分（当該部 分のうち屋上部分を除く。）の延べ床面積を 建物（屋上部分を除く。）の延べ床面積で除 して得た率を乗じて得た額</p>
<p>(2) 対象駐車施設の用に供している償却資産 に係る固定資産税相当額 （奨励金の交付期間）</p>	<p>(2) 対象駐車施設の用に供している償却資産 に係る固定資産税相当額 （奨励金の交付期間）</p>
<p>第6条 条例第2条第3項に規定する奨励金の交 付期間は、当該駐車場がしゅん工し、最初の固 定資産税が賦課される年度から5年度とする。 （指定申請の手続）</p>	<p>第6条 条例第2条第3項に規定する奨励金の交 付期間は、当該駐車場がしゅん工し、最初の固 定資産税が賦課される年度から5年度とする。 （指定申請の手続）</p>
<p>第7条 条例第3条第1項の規定による指定（以 下「指定」という。）を受けようとする者は、 次に掲げる書類を添えて、駐車施設指定申請書 （様式第1号）を当該駐車場の運用を開始する 前に、市長に提出しなければならない。</p>	<p>第7条 条例第3条第1項の規定による指定（以 下「指定」という。）を受けようとする者は、 次に掲げる書類を添えて、駐車施設指定申請書 （様式第1号）を当該駐車場の工事に着手する 前に、市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6 条第4項又は第6条の2第1項の規定による 確認済証の写し</p>	<p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6 条第4項又は第6条の2第1項の規定による 確認済証の写し</p>
<p>(2) 路外駐車場に関する届出等に関する省令 （昭和33年運輸省、建設省令第1号）第1条 に規定する図面の写し</p>	<p>(2) 路外駐車場に関する届出等に関する省令 （昭和33年運輸省、建設省令第1号）第1条 に規定する図面の写し</p>
<p>(3) 建設資金及び管理運営に関する計画書 （指定書の交付）</p>	<p>(3) 建設資金及び管理運営に関する計画書 （指定書の交付）</p>
<p>第8条 市長は、指定をしたときは、指定を申請 した者に駐車施設指定書（様式第2号）を交付 するものとする。 （奨励金交付の手続）</p>	<p>第8条 市長は、指定をしたときは、指定を申請 した者に駐車施設指定書（様式第2号）を交付 するものとする。 （奨励金交付の手続）</p>
<p>第9条 指定を受けた者が、奨励金の交付を受け ようとする場合には、奨励金交付申請書（様式 第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提 出しなければならない。ただし、第2号に掲げ る書類は、次回以後の申請の際には、添付を要 しないものとする。</p>	<p>第9条 指定を受けた者が、奨励金の交付を受け ようとする場合には、奨励金交付申請書（様式 第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提 出しなければならない。ただし、第2号に掲げ る書類は、次回以後の申請の際には、添付を要 しないものとする。</p>
<p>(1) 納期限（徴収猶予又は納期限の延長をし た場合は、その猶予又は延長された期限）ま でに完納されたことを証する土地、建物及び 償却資産に係る固定資産税の納税証明書</p>	<p>(1) 納期限（徴収猶予又は納期限の延長をし た場合は、その猶予又は延長された期限）ま でに完納されたことを証する土地、建物及び 償却資産に係る固定資産税の納税証明書</p>
<p>(2) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2 第5項の規定による検査済証の写し</p>	<p>(2) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2 第5項の規定による検査済証の写し</p>
<p>(3) その他市長が指示する書類</p>	<p>(3) その他市長が指示する書類</p>
<p>2 市長は、奨励金の交付を決定したときは、そ</p>	<p>2 市長は、奨励金の交付を決定したときは、そ</p>

新	旧
<p>の内容を申請者に通知するものとする。 (奨励措置の承継)</p> <p>第10条 条例第4条第1項の規定による市長の承認を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、当該駐車を引き継いだ日から30日以内に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事由により30日以内に申請できなかった場合は、当該事由の消滅後速やかに申請しなければならない。</p> <p>(1) 駐車を引き継いだことを証する書類 (2) 奨励措置の承継に関する被承継人の承諾書(相続による場合を除く。)</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第11条 第7条、第9条又は前条の規定により提出された申請書若しくはその添付書類の記載内容に変更があった場合は、これらの規定による申請者は、変更後の内容を記載した書類を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項に規定する変更があった場合は、第8条、第9条又は前条の規定によりとった措置を変更し、又は取り消すことができる。 (報告書の提出等)</p> <p>第12条 市長は、奨励金交付の適正を期するため、奨励措置の指定を受けた者若しくはその指定を申請した者から報告書の提出をさせ、又はこれらの者をして資料を提出させることができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市長又はその命じた職員は、指定若しくは指定申請に係る駐車の予定地、駐車場又は駐車場経営に関係ある場所に立ち入り、所要の検査を行うことができる。</p>	<p>の内容を申請者に通知するものとする。 (奨励措置の承継)</p> <p>第10条 条例第4条第1項の規定による市長の承認を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、当該駐車を引き継いだ日から30日以内に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事由により30日以内に申請できなかった場合は、当該事由の消滅後速やかに申請しなければならない。</p> <p>(1) 駐車を引き継いだことを証する書類 (2) 奨励措置の承継に関する被承継人の承諾書(相続による場合を除く。)</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第11条 第7条、第9条又は前条の規定により提出された申請書若しくはその添付書類の記載内容に変更があった場合は、これらの規定による申請者は、変更後の内容を記載した書類を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項に規定する変更があった場合は、第8条、第9条又は前条の規定によりとった措置を変更し、又は取り消すことができる。 (報告書の提出等)</p> <p>第12条 市長は、奨励金交付の適正を期するため、奨励措置の指定を受けた者若しくはその指定を申請した者から報告書の提出をさせ、又はこれらの者をして資料を提出させることができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市長又はその命じた職員は、指定若しくは指定申請に係る駐車の予定地、駐車場又は駐車場経営に関係ある場所に立ち入り、所要の検査を行うことができる。</p>
<p>摘要</p>	<p>改正理由 駐車施設指定申請書の提出時期を実態に即し変更するもの</p>